

---

プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	開示（注記事項）に関する検討

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等への出資に関する開示（注記事項）について ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. これまでの経緯

2. 第 523 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 2 日開催）及び第 215 回金融商品専門委員会（2024 年 3 月 28 日開催）では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理に関して次のことを提案した。
  - (1) 本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式について、会計方針の選択として、時価評価（評価差額はその他の包括利益（OCI））するオプションを設ける。
3. 第 525 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 9 日開催）及び第 217 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 1 日開催）では、前項の提案を踏まえて、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲について再提案を行った。この際、時価評価（評価差額は OCI）するオプションの適用単位に関して、「会計方針の選択とするか、ファンド単位又は銘柄単位で選択可能とするかについて再度検討する必要がある」との意見が聞かれた。
4. 次項以降では、現行の組合等への出資に関連する開示の要求事項を確認したうえで、本プロジェクトにおいて対象とする組合等への出資に関する開示（注記事項）に関する ASBJ 事務局による分析及び提案を行う。

## III. ASBJ 事務局による分析

（現行の会計基準等における開示（注記事項）の要求事項の確認）

5. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第132項及び第308項）について、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）第24-16項は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）第4項(1)に定める事項（すなわち、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額の注記）を要しないとしたうえで、時価開示適用指針第4項(1)に定める事項を注記していない旨及び当該取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとしている。
6. また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価開示適用指針第5-2項(1)及び(2)に該当しないため、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（時価開示適用指針第5-2項）の注記は求められていない。

### **（開示（注記事項）の要求事項の追加に関する分析）**

#### **基本的な考え方**

7. 本資料第5項及び前項に記載のとおり、現行基準では、金融商品実務指針第132項に従い貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資について、直接保有している金融商品に比べて限定的にしか注記を求めている。今回のプロジェクトにおいて時価評価（評価差額はOCI）するオプションを設けることをもってこれまで注記が求められてこなかった項目を全般的に見直す必然はないと考えられるため、開示（注記事項）に関する定めを追加に関しては、時価評価（評価差額はOCI）するオプションに直接関連する内容に限定して検討すべきと考えられる。
8. 時価評価（評価差額はOCI）するオプションに直接関連する内容に関して、次の観点から開示（注記事項）に関する定めを追加するかどうかについて検討することが考えられる。
  - (1) 時価評価（評価差額はOCI）が強制でなくオプションであること
  - (2) これまでの審議において算定された時価の信頼性について意見が聞かれていること
9. ここで、前項(1)及び(2)の観点から導かれる論点として次のものが考えられる。

論点(1)：オプションであることへの対応

論点(2)：算定された時価の信頼性に関する対応

10. 前項(1)の「オプションであることへの対応」はオプションの適用単位とも密接に関連すると考えられる。この点、本資料第3項に記載のとおり「会計方針の選択とするか、ファンド単位又は銘柄単位で選択可能とするかについて再度検討する必要がある」との意見が聞かれていることを踏まえ、以降で検討を行う。

#### オプションであることへの対応

11. 時価評価（評価差額はOCI）が強制でなくオプションであることから、当該オプションを適用したかどうかについて財務諸表利用者が理解できるように、オプションを適用している旨を記載することを要求することが考えられる。
12. まず本資料第10項に記載の意見を踏まえ、オプションの適用単位を会計方針の選択とするか、ファンド単位又は銘柄単位で選択可能とするかについて再検討を行う予定であり、その結論によっては開示場所が変わる可能性があるものの、いずれの場合においても時価評価（評価差額はOCI）するオプションを適用している旨の注記を要求することが考えられる。
13. ここで、時価評価（評価差額はOCI）するオプションの適用単位をファンド単位又は銘柄単位で選択可能とする場合には、オプションを適用するファンド又は銘柄に関する情報について開示を要求することが考えられる。この点、オプションを適用したファンド又は銘柄の個別名称を開示しても財務諸表利用者にとって必ずしも有用ではないと考えられる。このため、オプションを適用したファンド又は銘柄の個別名称の開示ではなく、オプションを適用するファンド又は銘柄の選択に関する基本的な方針に関する注記を要求することが考えられる。
14. 次に、時価評価（評価差額はOCI）が強制ではなくオプションであることを踏まえると、財務諸表利用者が企業間の比較を行う際にオプションを適用した場合の影響を理解できるように、開示（注記事項）に関する定めを追加することが考えられる。
15. この場合、時価をもって貸借対照表価額としその評価差額はOCIとする会計処理について共通点があるその他有価証券に関する時価開示（時価開示適用指針第4項(2)③）を参考として、組合等の構成資産である時価評価（評価差額はOCI）する市場価格のない株式について、時価が取得原価を超えるものと取得原価を超えないものに区分したうえで、それぞれの取得価額、時価及び時価評価差額の持分相当額を総額で注記することが考えられる。開示場所としては、時価算定適用指針第24-16項で定める注記と同じ場所に注記することが考えられる。

**算定された時価の信頼性に関する対応**

16. 時価評価（評価差額はOCI）するオプションを適用した場合、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価評価がなされることになるが、市場価格がないことから、通常、観察できないレベル3のインプットを使用して時価を算定することになると考えられる。この点、これまでの審議において算定された時価の信頼性に関する意見が聞かれていることから、注記を通じて財務諸表利用者に時価評価に関する情報を提供するかが課題になると考えられる。
17. この点、時価開示適用指針第5-2項で求められている金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項に相当する内容の開示を求めることも考えられる。ここで、時価開示適用指針第5-2項は、レベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債については、レベルごとの時価の合計額に加えて、次の事項を注記することを求めている。
  - (1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明（時価開示適用指針第5-2項(3)）
  - (2) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報等（時価開示適用指針第5-2項(4)）
18. 前項(1)の開示要求事項に関して、時価開示適用指針第39-8項は、企業の時価の算定方法に関する具体的な情報を提供するものであり有用と考えられることから、当該注記を求めることとしたとしている。また、前項(2)の開示要求事項に関して、時価開示適用指針第39-10項は、企業が時価の算定に用いた重要な観察できないインプットが妥当な水準又は範囲にあるかどうかについて財務諸表利用者が判断するために有用な情報を提供するものであると考えられるため、当該注記を求めることとしたとしている。
19. 前項に記載したレベル3の時価に関する開示要求事項の趣旨を踏まえると、財務諸表利用者に対して算定された時価の信頼性を担保する有用な情報を提供する観点から、組合等の構成資産である時価評価（評価差額はOCI）するオプションを適用した市場価格のない株式について、本資料第17項(1)及び(2)に相当する内容の注記を求めることが考えられる。
20. 一方、本資料第7項に記載したとおり、金融商品実務指針第132項に従い貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資に関する開示については直接保有している金融商品に比べて限定的にしか開示を求めていることを踏まえると、金

融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項に相当する内容の開示を要求することは全体的なバランスからは過度な対応とも考えられる。

21. また、時価評価（評価差額はOCI）するオプションは、金融商品の分類及び測定の一般的な見直しについては今後行うかどうか決定するという状況において、現時点では他の現行基準との内的整合性を重視するとの考え方を踏まえて提案したものである。このような状況を踏まえると、時価評価（評価差額はOCI）するオプションを適用した場合にレベル3の時価に関する本資料第17項(1)及び(2)に相当する内容の注記を求めるかどうかについて、今後、金融商品の分類及び測定の見直しに関する会計基準の開発を行う際の考慮事項とすることも考えられる。
22. 以上の分析を踏まえると、算定された時価の信頼性に関する対応としては、次の2つのアプローチが考えられる。
  - (1) 時価開示適用指針第5-2項(3)及び(4)で求められるレベル3の時価に関する開示要求事項（本資料第17項(1)及び(2)）に相当する内容の開示を要求する。
  - (2) 本プロジェクトでは、時価開示適用指針第5-2項(3)及び(4)で求められるレベル3の時価に関する開示要求事項（本資料第17項(1)及び(2)）に相当する内容の開示を要求せず、今後、金融商品の分類及び測定の見直しに関する会計基準の開発を行う際の考慮事項とする。
23. この点、算定された時価の信頼性への対応としては前項のいずれのアプローチも考えられることから、企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会の専門委員に対して、いずれのアプローチを選好するか及びその理由についてご意見を伺うことが考えられる。

#### **IV. ASBJ 事務局からの提案**

24. 以上の分析を踏まえ、時価評価（評価差額はOCI）するオプションを適用した場合に関する注記について、次のことが考えられるがどうか。
  - (1) 時価評価（評価差額はOCI）するオプションを適用した場合、時価評価（評価差額はOCI）するオプションを適用している旨の注記を要求する。
  - (2) 時価評価（評価差額はOCI）するオプションの適用単位をファンド単位又は銘柄単位で選択可能とする場合には、オプションを適用するファンド又は銘柄の選択に関する基本的な方針に関する注記を要求する。

- (3) 組合等の構成資産である時価評価（評価差額は OCI）する市場価格のない株式について、時価が取得原価を超えるものと取得原価を超えないものに区分したうえで、それぞれの取得価額、時価及び時価評価差額の持分相当額を総額で注記することを要求する。
25. 算定された時価の信頼性に関する対応に関して、企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会の専門委員に、次のいずれのアプローチを選好するか及びその理由についてご意見を伺いたい。
- (1) 時価開示適用指針第 5-2 項(3)及び(4)で求められるレベル 3 の時価に関する開示要求事項（本資料第 17 項(1)及び(2)）に相当する内容の開示を要求する。
- (2) 本プロジェクトでは、時価開示適用指針第 5-2 項(3)及び(4)で求められるレベル 3 の時価に関する開示要求事項（本資料第 17 項(1)及び(2)）に相当する内容の開示を要求せず、金融商品の分類及び測定の見直しに関する会計基準の開発を行う際の考慮事項とする。

**ディスカッション・ポイント**

- ① 本資料第 5 項から第 25 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。
- ② 本資料第 25 項に記載した 2 つのアプローチに関して、いずれのアプローチを選好するか及びその理由についてご意見を伺いたい。

以上



**別紙1：日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」抜粋**

132. 第134項に定める商品ファンドへの投資を除き、任意組合すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等（以下「組合等」という。）への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上する。ただし、任意組合、パートナーシップに関し有限責任の特約がある場合にはその範囲で純損益を認識する。

なお、組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。例えば、組合の保有するその他有価証券の評価差額金に対する持分相当額は、その他有価証券評価差額金に計上されることになる。

308. 任意組合、パートナーシップについては、法律上その財産は組合員又はパートナーの共有とされていることを考慮して、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する実務もある。しかし、出資者が単なる資金運用として考えている場合、又は有限責任の特約が付いている場合など、多くの場合には、匿名組合、リミテッド・パートナーシップと同様に貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が適切と考えられることから、その方法を原則とした。特に、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては、これに当てはまる場合が多いと考えられる。また、状況によっては貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法も認められると考える。

他方、匿名組合及びリミテッド・パートナーシップについては、それらが実質的に匿名組合出資者等の計算で営業されている場合もあり得るため、貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が妥当でないことも想定される。

このような多様な実情を踏まえ、組合等への出資（有価証券とみなされるものを含む。）については、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとなる。

以上

**別紙 2：企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」抜粋**

- 24-16. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 132 項及び第 308 項）については、金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)に定める事項の注記を要しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記に併せて、次の事項を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。
- (1) 本項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)に定める事項を注記していない旨
  - (2) 本項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

以 上



**別紙3：企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」抜粋**

4. 「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品会計基準第40-2項(2)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

(1) 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。

なお、有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表上に掲記していない場合でも注記する。また、貸借対照表上の掲記にかかわらず、有価証券については、流動資産における項目と固定資産における項目とを合算して注記することができ、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。

また、貸借対照表において契約資産を顧客との契約から生じた債権等の金融資産と区分して表示していない場合、当該貸借対照表の科目について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、当該貸借対照表の科目のうち、契約資産を除く顧客との契約から生じた債権等の金融資産について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記することも妨げない。

加えて、個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式については、個別財務諸表上、子会社株式と関連会社株式にそれぞれ区別して注記する。

なお、金融商品の時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定するものとし、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。

(2) 有価証券については、(1)に加えて、保有目的ごとの区分に応じ、次の事項を注記する。

(中略)

③ その他有価証券

ア. 当該有価証券を、貸借対照表日における貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの及び当該貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないものに区分し、当該区分ごとの取得原価又は償却原

価、当該貸借対照表計上額及びその差額

イ. 当期中に売却したものがあつた場合には、売却額、売却益の合計額及び売却損の合計額

なお、当該注記にあつては、有価証券の種類（株式及び債券等）ごとに区分して記載する。また、アの注記にあつて、債券については種類ごとに区分して記載することができる。

（中略）

5-2. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(3)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、貸借対照表日におけるレベル 1 の時価の合計額、レベル 2 の時価の合計額及びレベル 3 の時価の合計額をそれぞれ注記する（企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）第 12 項）。
- (2) 第 4 項(1)に従つて貸借対照表日における時価を注記する金融資産及び金融負債（(1)で注記する金融資産及び金融負債を除く。）について、適切な区分に基づき、貸借対照表日におけるレベル 1 の時価の合計額、レベル 2 の時価の合計額及びレベル 3 の時価の合計額をそれぞれ注記する。
- (3) (1)及び(2)に従つて注記される金融資産及び金融負債のうち、貸借対照表日における時価がレベル 2 の時価又はレベル 3 の時価に分類される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、以下を注記する。
  - ① 時価の算定に用いた評価技法及びインプット（時価算定会計基準第 4 項(5)）の説明
  - ② 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合、その旨及び変更の理由
- (4) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、当該時価がレベル 3 の時価に分類される場合、適切な区分に基づき、以下を注記する。
  - ① 時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報  
ただし、企業自身が観察できないインプットを推計していない場合（例えば、過去の取引価格又は第三者から入手した価格を調整せずに使用している場合）には、記載を要しない。

- ② 時価がレベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表

調整表を作成するにあたっては、以下を区別して示す。

- ア. 当期の損益に計上した額及びその損益計算書における科目
- イ. 当期のその他の包括利益に計上した額及びその包括利益計算書における科目
- ウ. 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額（ただし、これらの額の純額を示すこともできる。）
- エ. レベル1の時価又はレベル2の時価からレベル3の時価への振替額及び当該振替の理由
- オ. レベル3の時価からレベル1の時価又はレベル2の時価への振替額及び当該振替の理由

また、アに定める当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益及びその損益計算書における科目、並びにエ及びオの振替時点に関する方針を注記する。

- ③ レベル3の時価についての企業の評価プロセス（例えば、企業における評価の方針及び手続の決定方法や各期の時価の変動の分析方法等）の説明

- ④ ①の重要な観察できないインプットを変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動するときは、当該観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

また、当該観察できないインプットと他の観察できないインプットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関係の内容及び当該相関関係を前提とすると時価に対する影響が異なる可能性があるかどうかに関する説明を注記する。

以 上